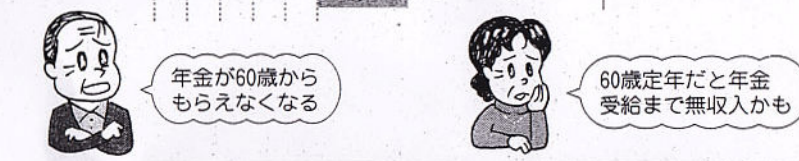


サラリーマンの年金支給開始年齢は引き上げが続く

報酬比例部分 老齢厚生年金		平均支給額 約200万円(08年度)	
定額部分 基礎(国民)年金			
60歳	65歳	男性(生年月日)	女性(生年月日)
報酬比例部分		1941年4月2日～	1946年4月2日～
定額部分		1943年4月1日	1948年4月1日
→ 61歳		1943年4月2日～	1948年4月2日～
→ 62歳		1945年4月1日	1950年4月1日
→ 63歳		1945年4月2日～	1950年4月2日～
→ 64歳		1947年4月1日	1952年4月1日
→ 64歳		1947年4月2日～	1952年4月2日～
→ 64歳		1949年4月1日	1954年4月1日
→ 64歳		1949年4月2日～	1954年4月2日～
→ 64歳		1953年4月1日	1958年4月1日
→ 61歳		1953年4月2日～	1958年4月2日～
→ 62歳		1955年4月1日	1960年4月1日
→ 62歳		1955年4月2日～	1960年4月2日～
→ 62歳		1957年4月1日	1962年4月1日
→ 63歳		1957年4月2日～	1962年4月2日～
→ 63歳		1959年4月1日	1964年4月1日
→ 64歳		1959年4月2日～	1964年4月2日～
→ 64歳		1961年4月1日	1966年4月1日
→ 65歳		1961年4月2日～	1966年4月2日～
65歳から支給		1961年4月2日～	1966年4月2日～



ねんきん定期便専用ダイヤル 0570-058-555
03-6700-1144 (IP電話、PHS)

ねんきんダイヤル(一般の年金相談) 0570-05-1165
03-6700-1165 (IP電話、PHS)

年金の相談窓口

無支給期間への備えを

60歳からの仕事と年金 年金をもらい始める年齢が上がっていくの？



記者 サラリーマンだった人の支給開始年齢は現在60歳ですが、13年度に60歳になる男性は61歳からしかもれません。60歳で定年の場合、給与も年金ももらえない1年間の空白期間が生まれることになり、「2013年問題」とも言われています。

13年度から2年ごとに1歳ずつ

海林正昭さん
険労務士の東
度。社会保

厚生労働省によると、定年を廃止・引き上げた企業は2割に満たず(10年6月)、60歳定年の企業が大半です。60歳以降も働き続けられる制度を設けている企業もありますが、収入が下がる場合も多く、年金がもらえるまでの間、生活をどう維持するかが課題になりそうです。

60代前半の会社員だった人がもらえる年金は「特別支給」といわれ、現役時代の賃金や加入期間によって金額が異なる「報酬比例部分」と加入期間で額が決まる「定額部分」の二つがあります。支給開始年齢は定額部分から2年ごとに引き上げられており、13年度から報酬比例部分の引き上げが始まります。また、65歳以降、報酬比例部分は

によると「年金をもらえる間近になって、これだけしかもらえないのかと感じる人が少なくない」そうです。

将来の年金額は「ねんきん定期便」で確かめることができます。よくわからない場合はねんきんダイヤルなどで確かめましょう。

【有田浩子】

Q 近所のお店のおじさんは、年金は65歳からもらうと言っていたけど。

A 自営業者など国民年金だけに加入している人は、もともと65歳から支給開始です。サラリーマンが加入する厚生年金は60歳からでしたが、1985年の制度改正で65歳に変更されました。しかし、60歳代前半の年金を急に廃止すると影響が大きいため、支給開始年齢を徐々に引き上げています。

Q 年金はいくらぐらいもらえるの？

A 厚生年金は平均で年約200万円(定額部分または基礎年金を含む、厚生省調査、08年度)。

「老齢厚生年金」に、定額部分は「基礎(国民)年金」に切り替わります。

1961年4月2日以降生まれの男性は完全に65歳からの支給開始です。女性の会社員は、男性の5年遅れになっています。